

# 委員会での指摘事項について

平成25年10月15日

# 1. 従業員1人当たりの生産性(契約口数、販売電力量、売上高)について

## 委員会での指摘事項

○四国電力及び北海道電力における従業員1人当たりの生産性の査定については、電力10社平均値より低い水準にあっても、経費削減に繋がる出向者の給与負担や他の有利な指標による補正を勧案した。今後は、単純に電力10社平均値より高いか低いということだけでなく、電力10社平均値から各社の特殊事情(例えば、東京電力の賠償対応や四国電力の経費削減に繋がる出向者給与負担など)を除外したものとすべき。また、申請事業者と同程度の規模にあたる電力会社の生産性も比較対象とすべき。

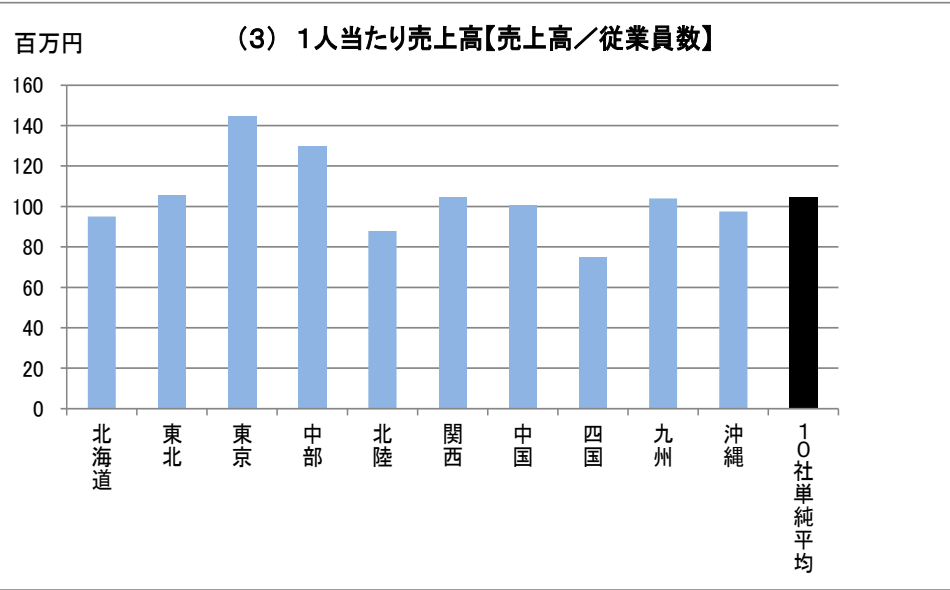
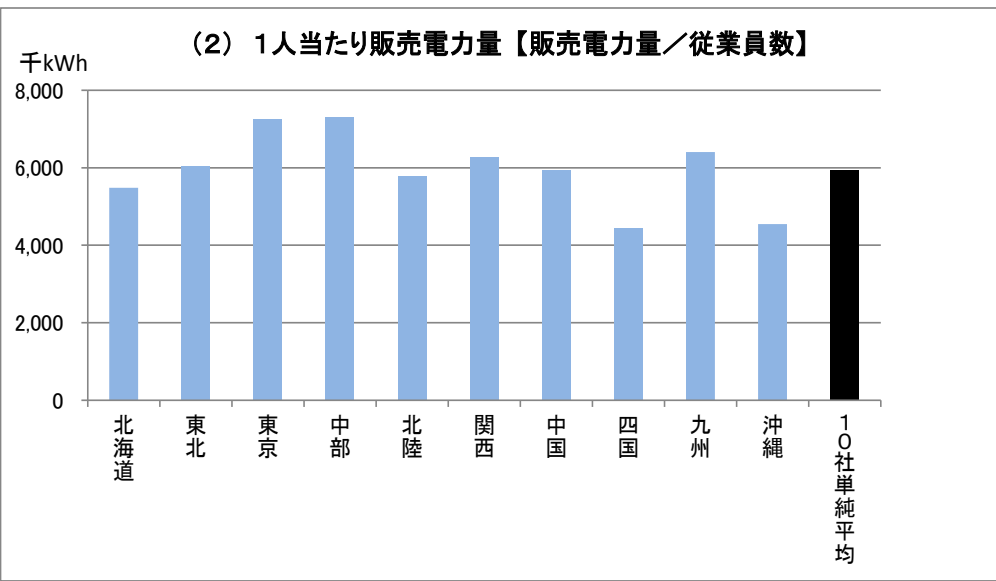
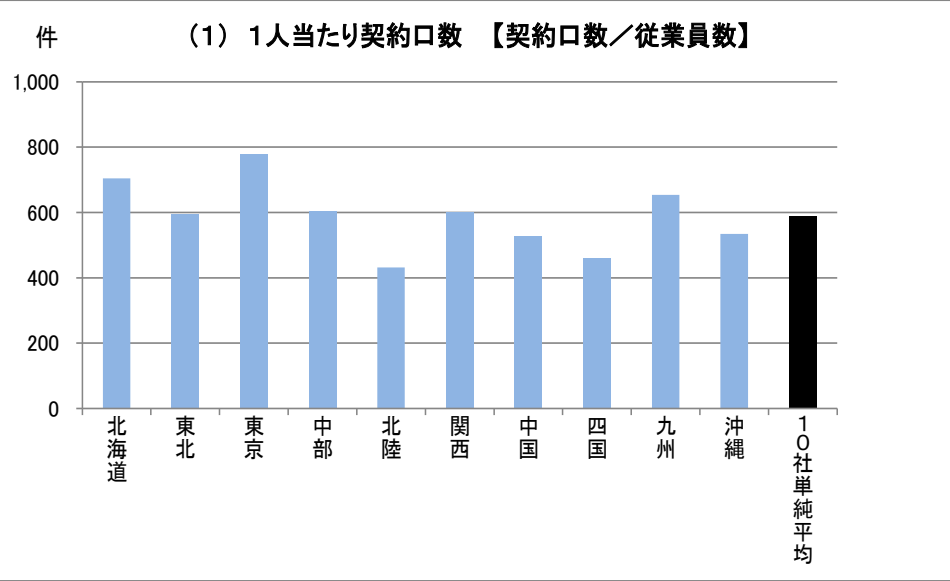
(第4回 電気料金審査専門小委員会)

## 論点

1. 従業員1人当たりの生産性の評価に当たり、各社の特殊事情を勧案するかどうか。また、どのような特殊事情を勧案すべきか。
2. 勧案する場合、生産性の比較基準となる電力10社平均値の算定において、どのような要素を除外して算定すべきか。

# 【参考1－1】従業員1人当たりの生産性(契約口数、販売電力量、売上高)の比較①

## 1. 平成24年度実績(統計値)

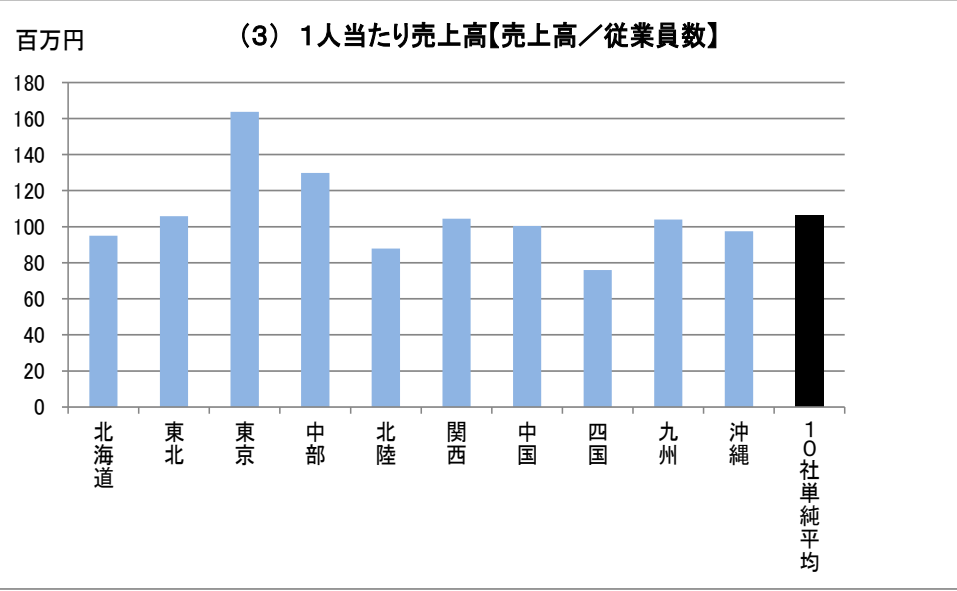
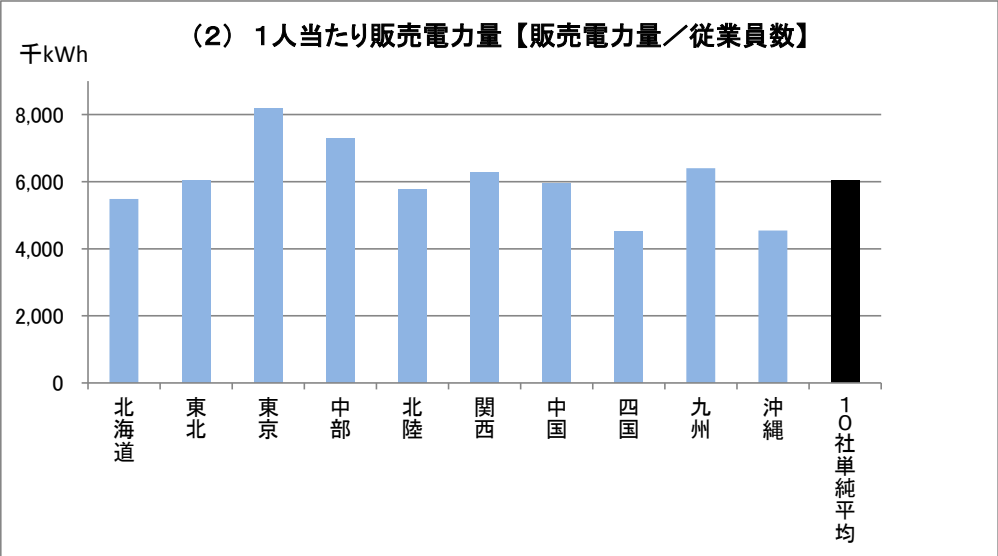
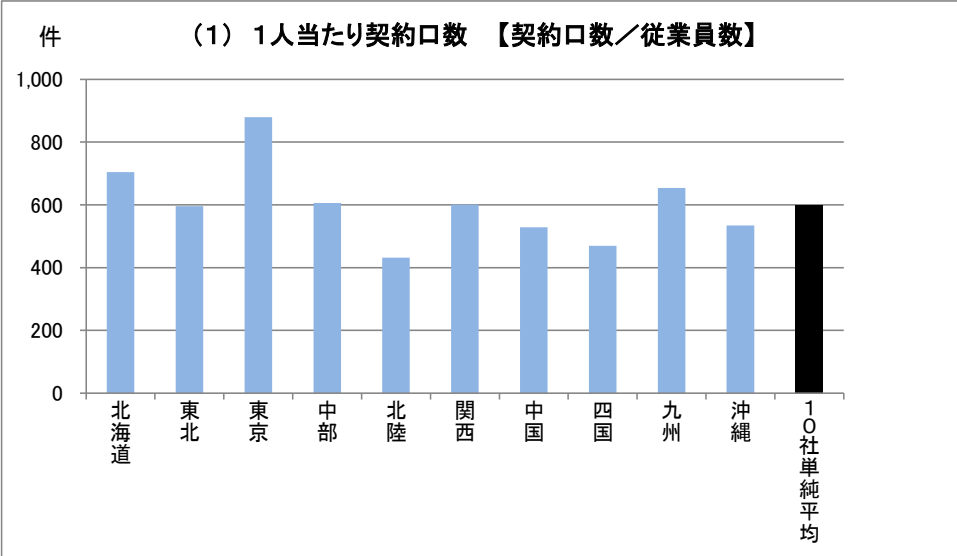


出典: 有価証券報告書(平成24年度)等

# 【参考1－2】従業員1人当たりの生産性(契約口数、販売電力量、売上高)の比較②

## 2. 平成24年度実績の10社平均から特殊要因除く(資工庁試算※)

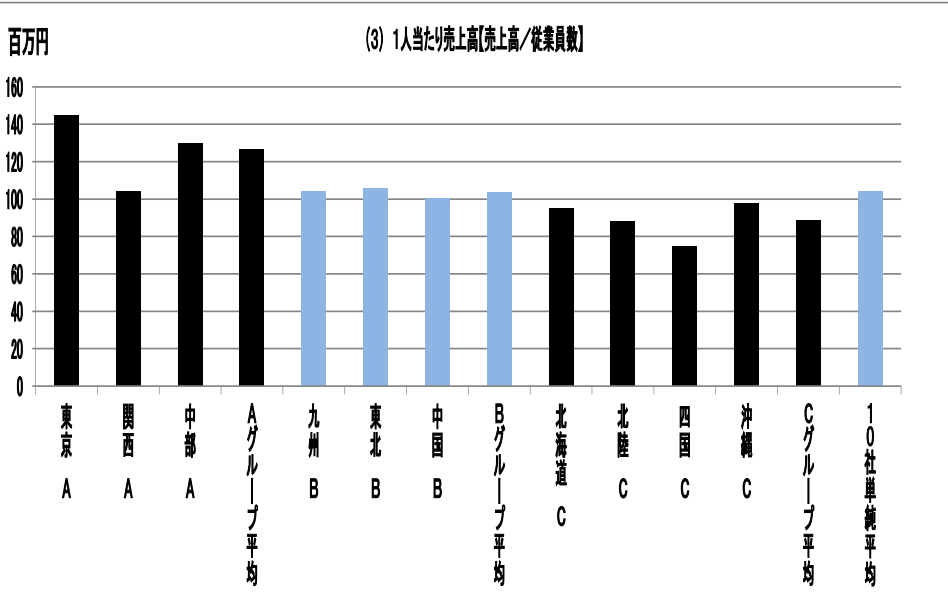
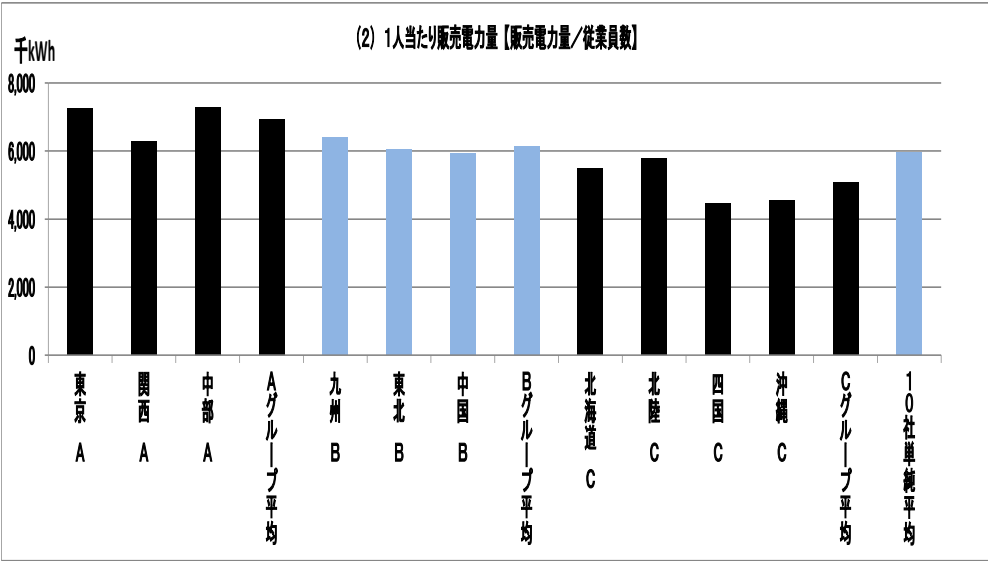
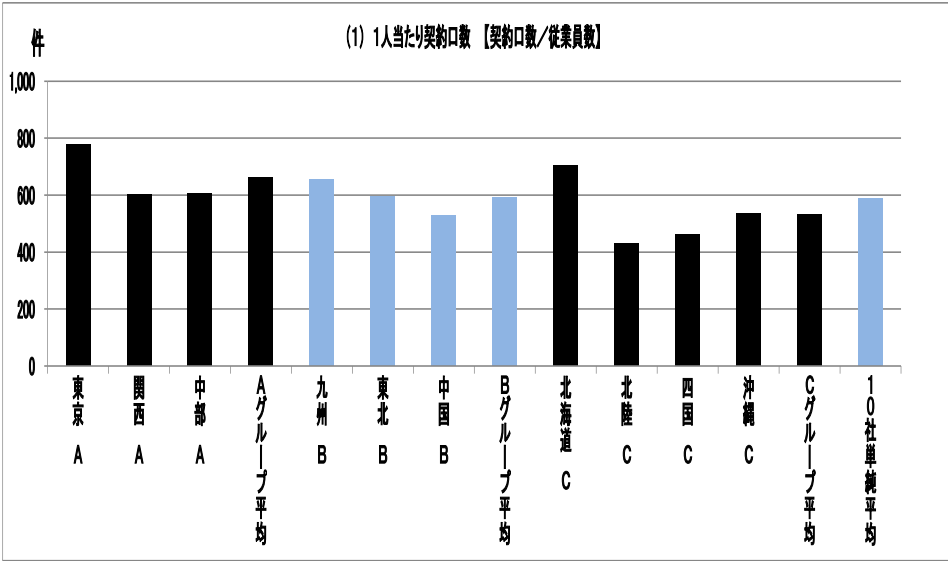
※東京電力の損害賠償及び福島事故対応要員、四国電力の火力・原子力出向者除く



出典: 有価証券報告書(平成24年度)等

【参考1－3】従業員1人当たりの生産性(契約口数、販売電力量、売上高)の比較③

3. 平成24年度実績(販売電力量の多い順に分類)



出典: 有価証券報告書(平成24年度)等

## 【参考2】直近の査定方針案 抜粋(四国電力、北海道電力)

### 四国電力

他の一般電気事業者と生産性を比較すると、四国電力の1人当たりの契約口数、1人当たりの販売電力量、1人当たりの売上高は10社平均より低い水準である。出向者について、本社の社員が出向してまで取り組むべき仕事なのか、かつ現時点においてグループ会社社員への切り替えができない業務なのかを厳正に精査し、必要最低限と認められる出向のみ、給与負担の原価算入を認める。具体的には、社員を出向させることにより本社が負担する人件費以上に経費を削減させていると認められている場合にのみ原価算入を認める(例えば、工事の内製化により定期検査費用を削減した場合や、設備の稼働率を向上させて原価の低廉化に資する場合など。)こととし、原価算入されている出向者988人のうち、881人分については原価算入を認めない。この結果、経営効率化に効果のある内製化や社内研究所を持たないといった四国電力の特殊性を勘案すれば、1人当たり販売電力量で見た生産性は概ね10社平均となると考えられる。

(第3回電力料金審査専門小委員会資料より抜粋)

### 北海道電力

他の一般電気事業者と生産性を比較すると、1人当たりの契約口数及び1人当たりの売上高は10社平均より高い水準であるが、1人当たり販売電力量は10社平均より低い水準である。1人当たり販売電力量が低い水準となっている要因としては、契約口数に比して一契約当たりの販売電力量が少ないことや、電力使用量が多い自由化部門の需要が少ない地域であること等が考えられる。

また、他電力と比較して他社受電が少ないこと、送電線等の流通設備が多いことといった北海道電力の事情を勘案し、「発電部門の1人当たりの自社発電電力量」、「流通部門の1人当たりの流通設備数」による比較を行ったところ、10社平均を上回るか10社平均と遜色ない水準であることを確認した。

以上から、生産性比較による人員数の削減を原価上求める必要はないものと考えられる。

(第4回電力料金審査専門小委員会資料より抜粋)

## 2. 卸電力取引所取引について

### 委員会での指摘事項

○今後申請した会社には、予備力に関係なく、「売り」と「買い」の両方を精査してみることが必要である。それをどう反映するのかは、また別の問題としてきちんと考える。その場合には例えばスパイクを起こしているようなところでは、実際には大量に売りが出てくればそこまで大きなスパイクを起こさないとか、そういう類いのことも含めてどう調整するのかはこれからの課題としてきちんと考える。

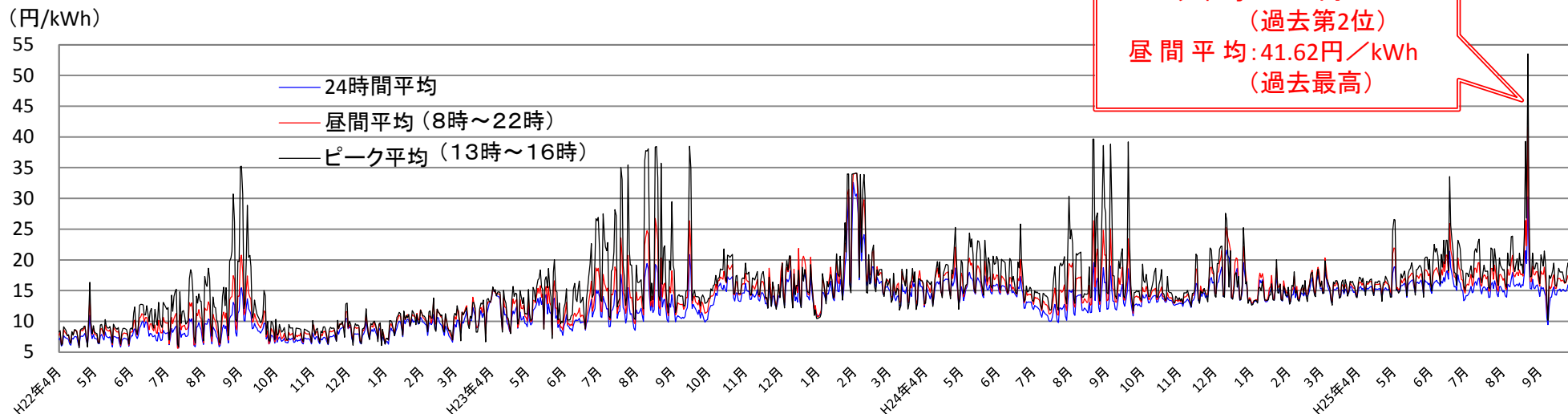
(第4回電気料金審査専門小委員会)

### 論点

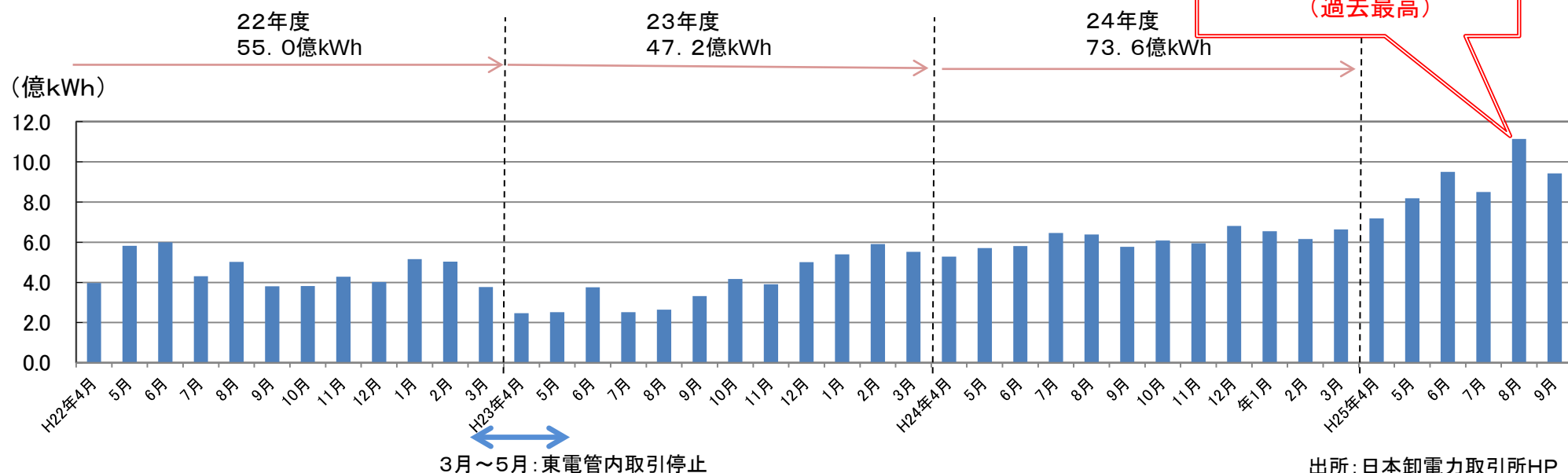
1. 卸電力取引所の査定の「売り」と「買い」の両方を織り込んだ形で査定を行うべきか。
2. その場合、対象となる発電所や約定価格等について、どのように考えるか。

# 【参考1】スポット取引の価格及び約定量の推移

## スポット取引約定価格推移



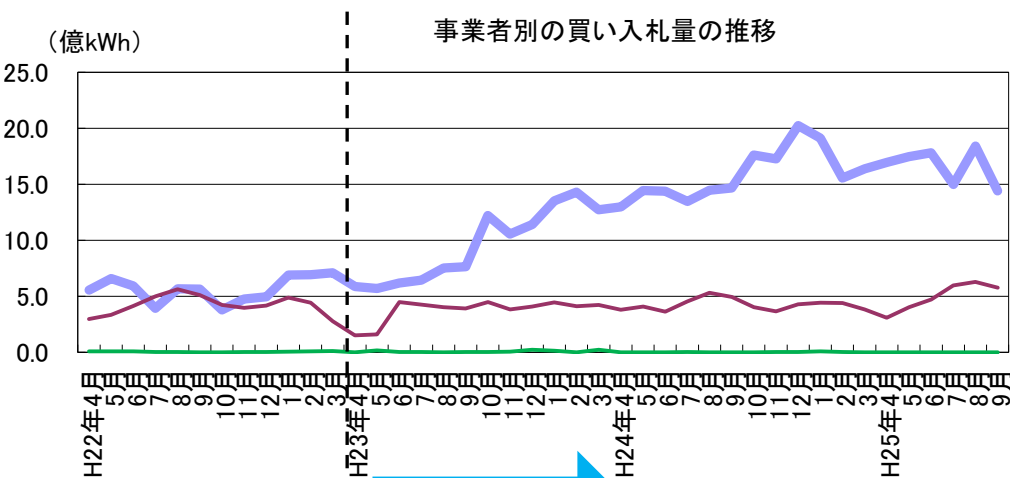
## スポット取引約定量の月別推移



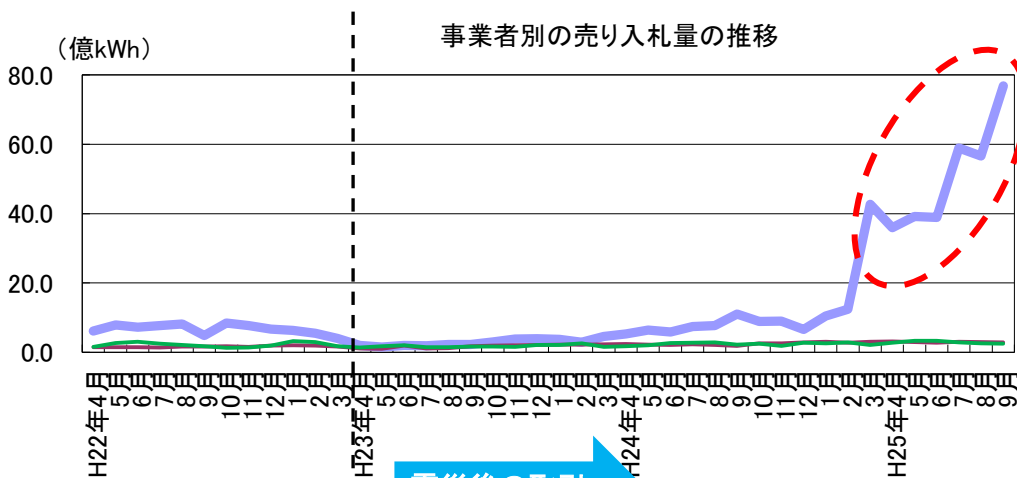
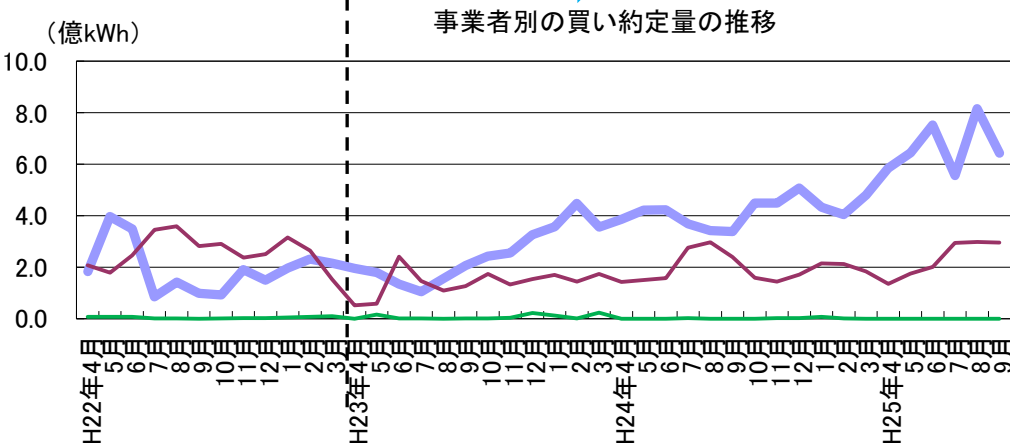
## 【参考2】スポット取引の入札量及び約定量の推移

○卸電力取引所のスポット市場の取引の動向をみると、震災以降、一般電気事業者による買い入札及び買い約定量ともに増加傾向にある。

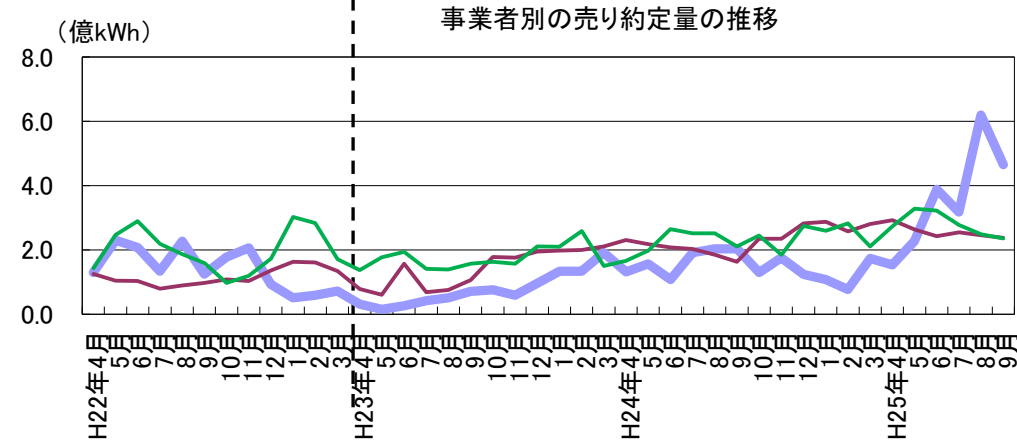
○また、電力システム改革専門委員会報告書を踏まえ、平成25年3月から一般電気事業者による売り入札量が増加(売り約定量も増加)している。



震災後の取引



震災後の取引



一般電気事業者

特定規模電気事業者

その他

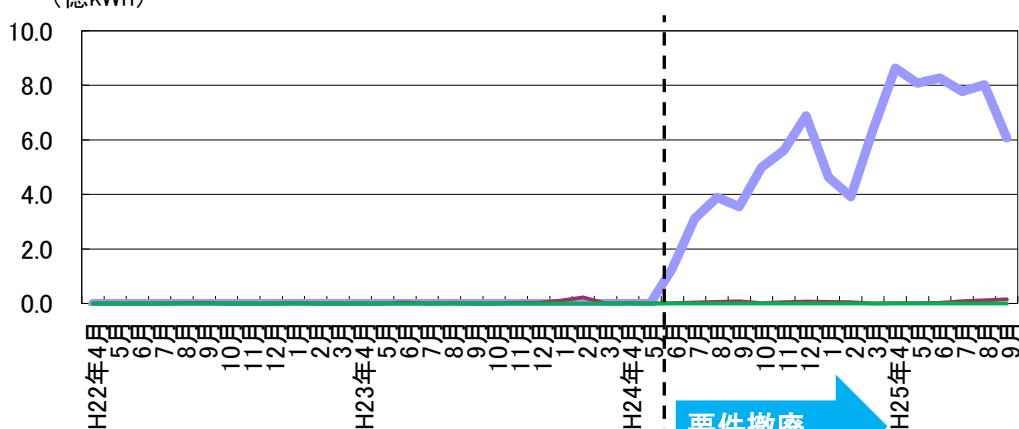
出所: 日本卸電力取引所提供情報より資源エネルギー庁作成

# 【参考3】時間前取引の入札量及び約定量の推移

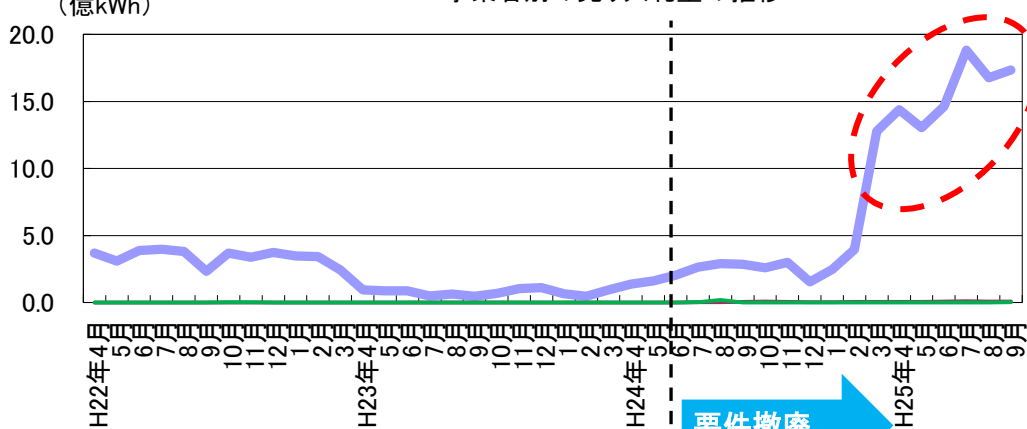
○時間前市場は、入札要件としていた発電不調等のトラブルを平成24年6月20日から撤廃したことで、供給力確保や経済的差し替えによる入札も可能となり、約定量が増加。一般電気事業者は、当該要件によってそれまでの間は買い入札を行っておらず、同日以降が実質、買いの開始となっている。

○また、電力システム改革専門委員会報告書を踏まえ、平成25年3月から一般電気事業者による売り入札量が増加(売り約定量も増加)している。

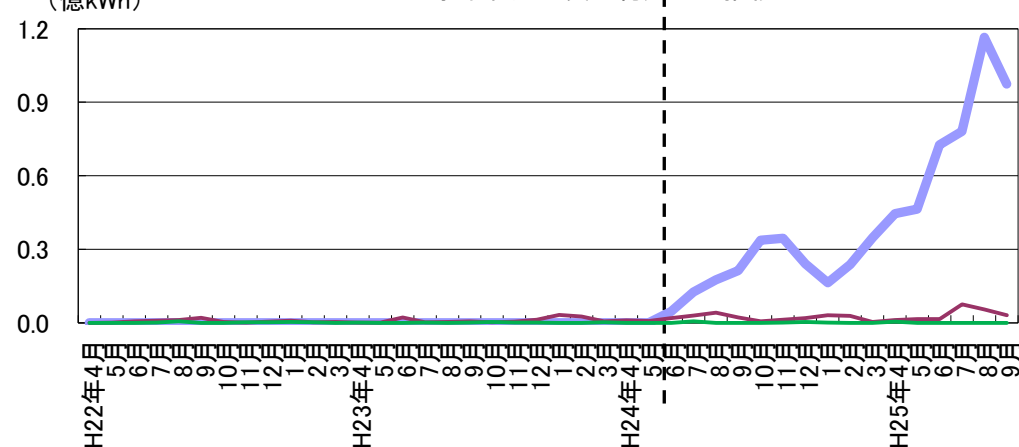
(億kWh) 事業者別の買い入札量の推移



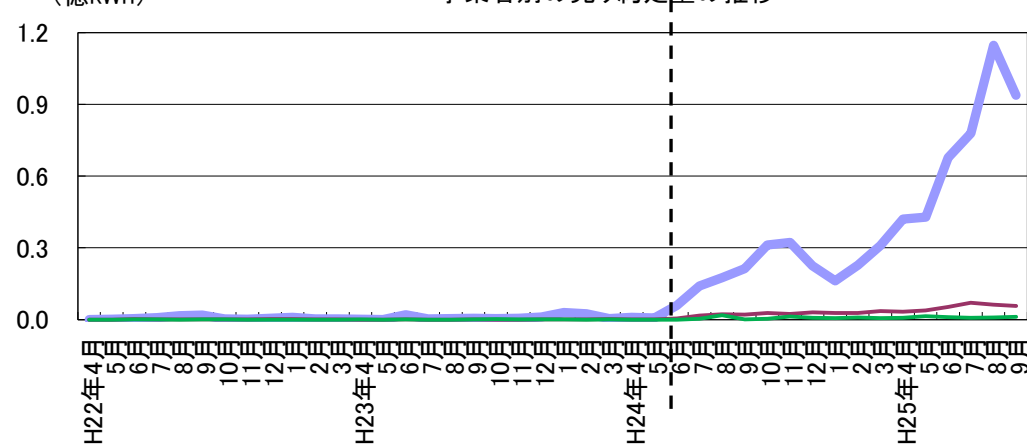
(億kWh) 事業者別の売り入札量の推移



(億kWh) 事業者別の買い約定量の推移



(億kWh) 事業者別の売り約定量の推移



— 一般電気事業者 — 特定規模電気事業者 — その他

※土日は、時間前取引は未実施

出所：日本卸電力取引所提供情報より資源エネルギー庁作成

# 【参考4】直近の査定方針案 抜粋(四国電力、北海道電力)

## 四国電力

### 2. 卸電力市場の活性化に向けた自主的取り組みを反映した原価への織込み等の確認

#### ②大規模発電所建設に伴う料金原価の低減努力の確認

- 原価算定期間中における供給予備率を確認したところ、電気の安定供給に必要な「原則8%」の予備力を確保した上でもなお、総体的に見て高い水準であることが確認された。また、四国電力は、発電における規模の経済を発揮させるために大規模な発電所を建設し、需要が追いついてくるまでは外販しつつ、固定費の回収に努めてきたところであるが、今回の申請では、限界費用が安価な電源を域内の供給に振り向けており、他の電力会社に対する電気の販売は限定的となっている。しかしながら、他の電力会社等に継続的に販売することは困難であっても、卸電力取引所取引を最大限活用することは可能と考えられることから、「平成26年度の各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中ユニット毎の限界費用を算定したうえで、過去実績の約定価格(365日×48コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売り入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分については、料金原価から減額すべきである。なお、四国電力は供給バランス上停止させている電源を保有しているが、これらの電源は起動までに約24時間を要し、変動する市場価格に応じて柔軟に電気を投入することはできないことから、試算の対象には含めない。(第3回電力料金審査専門小委員会資料より抜粋)

## 北海道電力

### 2. 卸電力市場の活性化に向けた自主的取り組みを反映した原価への織り込み等の確認

#### ①大規模発電所建設に伴う料金原価の低減努力の確認

- 原価算定期間中における供給予備率を確認したところ、電気の安定供給に必要な「原則8%」の予備力を確保した上でもなお、総体的に見て高い水準であることが確認された。また、北海道電力は、発電における規模の経済を発揮させるために大規模な発電所を建設し、需要が追いついてくるまでは供給予備率も高めの水準で推移してきたところであるが、当該予備率を踏まえると、更なる卸電力取引所取引の活用が可能と考えられることから、「平成26年度の各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中ユニット毎の限界費用を算定したうえで、過去実績の約定価格(365日×48コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売り入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分については、料金原価から減額すべきである。なお、北海道電力は供給バランス上停止させている電源を保有しているが、これらの電源は起動までに約24時間を要し、変動する市場価格に応じて柔軟に電気を投入することはできないことから、試算の対象には含めない。

(第4回電力料金審査専門小委員会資料より抜粋)

### 3. 公正かつ適正な事業報酬(β 値の採録期間)

#### 委員会からの指摘事項

○(査定方針では、2年程度の一定の長期間を採るべきとなっており、)仮に2年11ヶ月というものが出てきたときに2年11ヶ月を、私の日本語の感覚では2年程度とは呼ばない。恣意的な運用にならないように、2年6ヶ月を超えるようなものは、さすがに2年程度というルールを変えない限りは難しいと思う。この点は、めめると思うが、そのように整理すべきである。(第4回電気料金審査専門小委員会)

#### 論点

○β 値の採録期間について、①震災後から、査定方針案策定日までとするか、②査定方針案策定日までの直近2年間とするか。

■ 事業報酬率の算定(東北電力、四国電力、北海道電力の申請に係る査定方針から抜粋(P73))

#### ○事業報酬率の算定方法

|             | 資本構成 | 報酬率   |
|-------------|------|-------|
| 自己資本報酬率 (A) | 30%  | 6.36% |
| 他人資本報酬率 (B) | 70%  | 1.44% |
| 事業報酬率       | 100% | 2.9%  |

自己資本比率(算定規則にて30:70と規定)

(A) 自己資本報酬率 (17～23年度の7カ年平均値)

|         | ウェイト | 17FY | 18FY | 19FY | 20FY | 21FY | 22FY | 23FY | 17～23FY |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|---------|
| 公社債利回り  | 0.06 | 1.43 | 1.85 | 1.69 | 1.55 | 1.41 | 1.18 | 1.08 | —       |
| 自己資本利益率 | 0.94 | 8.00 | 7.99 | 8.44 | 4.70 | 4.77 | 6.95 | 5.88 | —       |
| 自己資本報酬率 | 100% | 7.61 | 7.62 | 8.04 | 4.51 | 4.57 | 6.60 | 5.59 | 6.36    |

β値(審査要領に採録期間の定めなし)

(B) 他人資本報酬率

|           | 24FY  |
|-----------|-------|
| 平均有利子負債利率 | 1.44% |

#### ○自己資本報酬率

- ・観測期間:7年間(H17～H23)  
＜東北電力・四国電力＞  
・β値:0.94(震災後から直近:H23.3.11～H25.7.24)  
＜北海道電力＞  
・β値:0.94(震災後から直近:H23.3.11～H25.7.26)

#### ○他人資本報酬率

- ・観測期間:1年間  
・各事業者の平均有利子負債利率

自己資本報酬率観測期間

【参考1－1】β 値の採録期間について(試算値)

| 電力会社名          | 関西電力・九州電力                            |      | 東北電力・四国電力                             |      | 北海道電力                                 |      | ①震災後から直近まで                            |      | ②直近2年間                                |      |
|----------------|--------------------------------------|------|---------------------------------------|------|---------------------------------------|------|---------------------------------------|------|---------------------------------------|------|
|                | 震災後からとりまとめ日まで(査定)                    |      | 震災後からとりまとめ日まで(査定)                     |      | 震災後からとりまとめ日まで(査定)                     |      |                                       |      |                                       |      |
|                | 2011.3.11～2013.3.6平均<br>(サンプル数 488日) |      | 2011.3.11～2013.7.24平均<br>(サンプル数 583日) |      | 2011.3.11～2013.7.26平均<br>(サンプル数 585日) |      | 2011.3.11～2013.10.4平均<br>(サンプル数 633日) |      | 2011.10.4～2013.10.4平均<br>(サンプル数 494日) |      |
|                | $\beta$ 値                            | 相関係数 | $\beta$ 値                             | 相関係数 | $\beta$ 値                             | 相関係数 | $\beta$ 値                             | 相関係数 | $\beta$ 値                             | 相関係数 |
| 北海道            | 0.85                                 | 0.40 | 0.87                                  | 0.40 | 0.87                                  | 0.40 | 0.88                                  | 0.41 | 0.94                                  | 0.39 |
| 東北             | 1.32                                 | 0.48 | 1.26                                  | 0.47 | 1.25                                  | 0.48 | 1.24                                  | 0.48 | 1.06                                  | 0.40 |
| 東京             | 1.31                                 | 0.27 | 1.34                                  | 0.29 | 1.33                                  | 0.29 | 1.33                                  | 0.30 | 1.09                                  | 0.28 |
| 中部             | 0.73                                 | 0.36 | 0.75                                  | 0.40 | 0.74                                  | 0.40 | 0.77                                  | 0.42 | 0.80                                  | 0.43 |
| 北陸             | 0.76                                 | 0.37 | 0.80                                  | 0.41 | 0.80                                  | 0.42 | 0.83                                  | 0.44 | 0.88                                  | 0.43 |
| 関西             | 0.83                                 | 0.35 | 0.86                                  | 0.36 | 0.86                                  | 0.36 | 0.89                                  | 0.38 | 0.93                                  | 0.36 |
| 中国             | 0.78                                 | 0.41 | 0.82                                  | 0.45 | 0.82                                  | 0.45 | 0.84                                  | 0.47 | 0.92                                  | 0.48 |
| 四国             | 0.79                                 | 0.36 | 0.90                                  | 0.41 | 0.91                                  | 0.41 | 0.93                                  | 0.43 | 1.07                                  | 0.44 |
| 九州             | 0.86                                 | 0.38 | 0.88                                  | 0.38 | 0.88                                  | 0.38 | 0.90                                  | 0.40 | 0.92                                  | 0.38 |
| 9社平均<br>(沖縄除く) | 0.91                                 | 0.37 | 0.94                                  | 0.40 | 0.94                                  | 0.40 | 0.96                                  | 0.41 | 0.96                                  | 0.40 |

| β 値       | 事業報酬率 |
|-----------|-------|
| 1.01～0.96 | 3.0%  |
| 0.95～0.90 | 2.9%  |

(出典)資源エネルギー庁試算

【参考1－2】β 値の採録期間について(一週間ずつ変動させた場合試算値)

| 震災後から直近まで | H23.3.11－H25.8.16 | H23.3.11－H25.8.23 | H23.3.11－H25.8.30 | H23.3.11－H25.9.6 | H23.3.11－H25.9.13 | H23.3.11－H25.9.20 | H23.3.11－H25.9.27 | H23.3.11－H25.10.4 |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 北海道       | 0.89              | 0.89              | 0.89              | 0.90             | 0.89              | 0.89              | 0.89              | 0.88              |
| 東北        | 1.26              | 1.26              | 1.26              | 1.26             | 1.26              | 1.25              | 1.26              | 1.24              |
| 東京        | 1.36              | 1.34              | 1.34              | 1.34             | 1.34              | 1.33              | 1.34              | 1.33              |
| 中部        | 0.77              | 0.77              | 0.77              | 0.78             | 0.78              | 0.78              | 0.78              | 0.77              |
| 北陸        | 0.82              | 0.82              | 0.82              | 0.83             | 0.83              | 0.83              | 0.83              | 0.83              |
| 関西        | 0.90              | 0.89              | 0.89              | 0.91             | 0.90              | 0.90              | 0.90              | 0.89              |
| 中国        | 0.85              | 0.85              | 0.85              | 0.85             | 0.85              | 0.85              | 0.85              | 0.84              |
| 四国        | 0.93              | 0.93              | 0.93              | 0.94             | 0.93              | 0.93              | 0.93              | 0.93              |
| 九州        | 0.90              | 0.90              | 0.90              | 0.91             | 0.91              | 0.91              | 0.91              | 0.90              |
| 9社平均β 値   | 0.96              | 0.96              | 0.96              | 0.97             | 0.96              | 0.96              | 0.96              | 0.96              |
| 事業報酬率     | 3.0%              | 3.0%              | 3.0%              | 3.0%             | 3.0%              | 3.0%              | 3.0%              | 3.0%              |

| 直近2年間   | H23.8.16－H25.8.16 | H23.8.23－H25.8.23 | H23.8.30－H25.8.30 | H23.9.6－H25.9.6 | H23.9.13－H25.9.13 | H23.9.20－H25.9.20 | H23.9.27－H25.9.27 | H23.10.4－H25.10.4 |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 北海道     | 0.89              | 0.90              | 0.91              | 0.93            | 0.93              | 0.94              | 0.95              | 0.94              |
| 東北      | 1.00              | 1.01              | 1.03              | 1.04            | 1.04              | 1.06              | 1.07              | 1.06              |
| 東京      | 1.07              | 1.06              | 1.06              | 1.07            | 1.07              | 1.09              | 1.08              | 1.09              |
| 中部      | 0.73              | 0.75              | 0.75              | 0.78            | 0.78              | 0.80              | 0.81              | 0.80              |
| 北陸      | 0.80              | 0.82              | 0.83              | 0.86            | 0.86              | 0.87              | 0.88              | 0.88              |
| 関西      | 0.86              | 0.86              | 0.87              | 0.92            | 0.92              | 0.93              | 0.93              | 0.93              |
| 中国      | 0.85              | 0.86              | 0.87              | 0.89            | 0.89              | 0.91              | 0.92              | 0.92              |
| 四国      | 0.97              | 0.99              | 1.00              | 1.03            | 1.03              | 1.05              | 1.07              | 1.07              |
| 九州      | 0.86              | 0.88              | 0.89              | 0.92            | 0.92              | 0.93              | 0.93              | 0.92              |
| 9社平均β 値 | 0.89              | 0.90              | 0.91              | 0.94            | 0.94              | 0.95              | 0.96              | 0.96              |
| 事業報酬率   | 2.8%              | 2.9%              | 2.9%              | 2.9%            | 2.9%              | 2.9%              | 3.0%              | 3.0%              |

(出典) 資源エネルギー庁試算

| β 値       | 事業報酬率 |
|-----------|-------|
| 1.01～0.96 | 3.0%  |
| 0.95～0.90 | 2.9%  |
| 0.89～0.83 | 2.8%  |

「震災後から直近まで」の方が、「直近2年間」に比べ、震災直後のリスク影響が大きく反映

「震災後から直近まで」の方が、「直近2年間」に比べ、β 値の変動が小さい

## 【参考1－3】これまでの査定方針案における $\beta$ 値の採録期間

- 北海道電力の申請は、震災後から値上げ検討表明日までの $\beta$ 値(0.91)を採用。
- 東北電力及び四国電力の査定方針案は、震災後から査定方針案のとりまとめ日までの $\beta$ 値(0.94)が妥当であるとした。
- 関西電力及び九州電力の査定時は、震災後から査定方針案のとりまとめ日までの $\beta$ 値(0.91)を採用。
- 東京電力の査定時は、震災後から申請日前日までの $\beta$ 値(0.82)を採用。

| 電力会社名          | 東京電力                                   |      | 関西電力・九州電力                             |      | 東北電力・四国電力                              |      | 北海道電力                                  |      | 震災後から直近まで                              |      |
|----------------|----------------------------------------|------|---------------------------------------|------|----------------------------------------|------|----------------------------------------|------|----------------------------------------|------|
|                | 申請日前日(査定)                              |      | 審査専門員会取りまとめ日(査定)                      |      | 審査専門員会取りまとめ日(査定)                       |      | 値上げ検討表明日(申請)                           |      |                                        |      |
|                | ①2011.3.11～2012.5.10平均<br>(サンプル数 285日) |      | ②2011.3.11～2013.3.6平均<br>(サンプル数 488日) |      | ③2011.3.11～2013.7.24平均<br>(サンプル数 583日) |      | ④2011.3.11～2013.3.27平均<br>(サンプル数 502日) |      | ⑤2011.3.11～2013.7.24平均<br>(サンプル数 583日) |      |
|                | $\beta$ 値                              | 相関係数 | $\beta$ 値                             | 相関係数 | $\beta$ 値                              | 相関係数 | $\beta$ 値                              | 相関係数 | $\beta$ 値                              | 相関係数 |
| 北海道            | 0.66                                   | 0.43 | 0.85                                  | 0.40 | 0.87                                   | 0.40 | 0.86                                   | 0.40 | 0.87                                   | 0.40 |
| 東北             | 1.42                                   | 0.56 | 1.32                                  | 0.48 | 1.26                                   | 0.47 | 1.30                                   | 0.48 | 1.26                                   | 0.47 |
| 東京             | 1.44                                   | 0.27 | 1.31                                  | 0.27 | 1.34                                   | 0.29 | 1.30                                   | 0.27 | 1.34                                   | 0.29 |
| 中部             | 0.61                                   | 0.35 | 0.73                                  | 0.36 | 0.75                                   | 0.40 | 0.72                                   | 0.36 | 0.75                                   | 0.40 |
| 北陸             | 0.65                                   | 0.42 | 0.76                                  | 0.37 | 0.80                                   | 0.41 | 0.75                                   | 0.37 | 0.80                                   | 0.41 |
| 関西             | 0.71                                   | 0.39 | 0.83                                  | 0.35 | 0.86                                   | 0.36 | 0.83                                   | 0.35 | 0.86                                   | 0.36 |
| 中国             | 0.62                                   | 0.41 | 0.78                                  | 0.41 | 0.82                                   | 0.45 | 0.77                                   | 0.41 | 0.82                                   | 0.45 |
| 四国             | 0.55                                   | 0.37 | 0.79                                  | 0.36 | 0.90                                   | 0.41 | 0.79                                   | 0.35 | 0.90                                   | 0.41 |
| 九州             | 0.74                                   | 0.44 | 0.86                                  | 0.38 | 0.88                                   | 0.38 | 0.87                                   | 0.39 | 0.88                                   | 0.38 |
| 9社平均<br>(沖縄除く) | 0.82                                   | 0.41 | 0.91                                  | 0.37 | 0.94                                   | 0.40 | 0.91                                   | 0.38 | 0.94                                   | 0.40 |

(資源エネルギー庁作成 出典:Yahoo!Japanファイナンス)

●この $\beta$ 値は、東証株価指数(TOPIX)や日経平均株価などの株価指数の値動きに対して各社の株価がどれくらいの相関で動いているかを示す指数のこと。(市場全体の株式が1%上昇する場合の当該株式の平均上昇率(感応度))

【参考2】自己資本比率の考え方について

- 一般電気事業供給約款料金算定規則第4条第4項において、「報酬率は、(中略)算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を30対70で加重平均した率とする。」とされている。
- 直近のデータによって再計算をしたところ、現時点においても適正な自己資本比率は約30%となっている。

＜参考：平成7年第30回料金制度部会資料より＞

○一般電気事業は、公益事業であるが、その担い手が民間企業であることに鑑みれば、自己資本比率を高め、財務体質の強化に努めることが基本的要請であることは認識されるべきであり、事業報酬は、これを可能にするように算定される必要がある。

○一般論としては、資本投下に対するリスクの差を勘案すれば、自己資本報酬率は、他人資本報酬率を上回るため、資金調達先は、株式増資よりも有利子負債によることが資金コストの低減につながる。

○反面、自己資本比率が一定以下になった場合、信用力の低下による借入金利の上昇を招きかねず、経営の健全性を損なう恐れがある。したがって、適正な自己資本比率は、10社の実績平均値ではなく、一般電気事業の特性に応じた適正な自己資本比率を算定することが必要となる。

現行の報酬率の算定根拠として自己資本比率が50%と定められているのも、かかる趣旨によるものであるが、今回の見直しに当たっては、類似の公益事業の自己資本比率を参考として、適正な自己資本比率を30%とする。

＜適正な自己資本比率について(再計算)＞

|                      | 平成5年度<br>＜平成7年第30回料金制度部会時＞                 | 平成22年度<br>＜平成23年電気料金有識者会議(第3回)＞            | 平成24年度<br>＜現在＞                             |
|----------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 類似の公益事業の<br>平均固定比率   | 約360%<br>(ガス3社、通信1社、航空3社、JR1社及び民鉄15社の計23社) | 約285%<br>(ガス3社、通信1社、航空1社、JR3社及び民鉄16社の計24社) | 約269%<br>(ガス3社、通信1社、航空1社、JR3社及び民鉄16社の計24社) |
| 一般電気事業者の<br>平均固定資産比率 | 約96%                                       | 約89%                                       | 約87%                                       |
| 適正な自己資本比率            | 約27%                                       | 約31%                                       | 約32%                                       |

注：固定資産比率＝固定資産／総資産    固定比率＝固定資産／純資産    適正な自己資本比率＝純資産÷総資産＝固定資産比率÷固定比率

＜電力会社の自己資本比率＞

(単位：%)

|                    | 北海道 | 東北   | 東京  | 中部   | 北陸   | 関西   | 中国   | 四国   | 九州   | 沖縄   | 10社単純平均 |
|--------------------|-----|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|---------|
| 自己資本比率<br>(平成24年度) | 9.7 | 10.5 | 5.7 | 22.8 | 22.6 | 13.2 | 17.5 | 18.0 | 10.2 | 30.0 | 16.0    |

【参考3】自己資本報酬率の観測期間

○一般電気事業供給約款料金審査要領第2章第2節2. (1) 自己資本報酬率において、「自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。」とされている。今般の料金審査においては、各社とも具体的な算定において自己資本報酬率の観測期間を7年間としている。

○平成10年料金改定時(値下げ認可)は、当時の経済状況等を総合的に勘案の上、観測期間について「7年間」を妥当と判断していたところ。

○なお、平成12年以降の料金改定(値下げ届出<sup>(注)</sup>)における各電力会社の観測期間を確認(下表)したところ、同時期の料金改定における電力会社間の比較で観測期間が最大9年間相違しており、また、電力会社毎に見ても、料金改定時期間の比較で観測期間が最大10年間も相違している。

(注)平成12年以降、値下げ時は届出による料金改定が可能となったため、観測期間については、行政において妥当性を判断していない。

(表) 平成12年料金改定以降の値下げ届出時における自己資本報酬率の観測期間(資源エネルギー庁から各社に確認して作成)

|                  | 平成12改定                                                                                                                               | 平成14年改定                          | 平成16・17改定                         | 平成18年改定                           | 平成20年改定                          |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 電力会社間の比較         | 最小: 7年間<br>最大: 7年間<br>(差分: 全社統一)                                                                                                     | 最小: 9年間<br>最大: 13年間<br>(差分: 4年間) | 最小: 10年間<br>最大: 15年間<br>(差分: 5年間) | 最小: 10年間<br>最大: 17年間<br>(差分: 7年間) | 最小: 7年間<br>最大: 16年間<br>(差分: 9年間) |
| 電力会社毎に料金改定時期間の比較 | 【Aグループ】= 最小: 7年間、最大: 17年間 = 1社<br>【Cグループ】= 最小: 7年間、最大: 12年間 = 6社<br>【Bグループ】= 最小: 7年間、最大: 13年間 = 1社<br>【Dグループ】= 最小: 7年間、最大: 10年間 = 2社 |                                  |                                   |                                   |                                  |

## 4. 経営効率化計画等の進捗状況について

### 委員会での指摘事項

○経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを随時公開すべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである。

（関電・九電の査定方針案に対する指摘）

### 論点

○原価算定期間終了後の事後評価については、平成25年3月に客観的な基準を定めたところ。原価算定期間内においても、経営効率化インセンティブを確保しつつ、どのように事後評価の仕組みを設けるか。

# 【参考1－1】料金審査の過程で表明された経営効率化に係る各社の取組①

## 東京電力

総合特別事業計画(平成24年5月9日主務大臣認定)において抜本的な合理化計画を策定し、10年間で3兆3,650億円のコスト削減に取り組む。競争入札の導入比率については、5年間で60%の水準を達成していきたい。  
※東京電力は料金審査後の平成24年11月に企業再生やコスト削減に長けた外部有識者を委員とし、調達取引について、外部の視点から社内横断的に厳しく審査し、従来の調達構造・調達慣行を抜本的に見直すための「調達委員会」を設置。

## 関西電力

競争発注比率を、今後3年間で2倍の30%まで拡大させるとともに、拡大に向けた取組を実施していくなかで、さらなる積み増しについても取り組んでまいりたい。その後については、安全・安定供給への影響、トータルコスト評価を考慮のうえ、3年後にあらためて目標を設定するなど、30%からの更なる積み増しを検討してまいりたい。「継続取引先とのサプライチェーンマネジメント活動」を通じて、調達コストの削減等を目的とする改善を行うに際しては、平成13年度より社外コンサル(第三者視点)を導入し、得られた視点や分析方法を、当社が発注する物品、工事に水平展開しており、今後も活性化してまいりたい。

## 九州電力

新規取引先の開拓や分離発注の推進、お取引先提案の活用などの施策により、子会社・関係会社の取組を含め、今後3年間で平成23年度実績(14%)の2倍にあたる30%の目標達成を目指し、可能なものから速やかに実施するとともに、競争拡大へ向けた取組を重ねていく中で、取組実績を検証しながら、更なる積み増しについても検討してまいりたい。さらに、3年後にあらためて、それまでの取組み実績を検証のうえ、更なる競争拡大に向けた目標設定の検討を行うこととしたい。外部的視点を取り入れるため、平成13年度から社外コンサルを活用しながら、調達コストの低減に取り組んでいる。今後、調達コスト低減の推進のための知見のかつようと、その進捗状況の検証という両面から、社外専門家も入れた委員会等の設置も含め、外部知見の一層の活用に向けて検討する。

## 【参考1－2】料金審査の過程で表明された経営効率化に係る各社の取組②

### 東北電力

資機材の仕様汎用化、新たな取引先の開拓や分離発注の拡大等の取組を進め、3年後(平成27年度末)までに競争発注比率3割程度を目指すとともに、製造会社の品質保証・性能保証が必要なこと等、競争発注が困難なものについても継続して検討を行い、競争発注の拡大に向けて環境整備を図っていく。調達価格低減、競争発注の拡大の取組をさらに推し進めるとともに、第三者の視点による評価・検証を行う仕組みとして、外部有識者を含む「調達改革に関する会議体」を設置する。スマートメーターの導入時期については、平成27年度からの計画としているが、今後、調達が可能となる時期や数量に応じて、平成26年度下期後半からの先行的な導入開始等を検討してまいりたい。

### 四国電力

競争発注の可能性があると判断した30%全てについて、原課算定期間(平成27年度末)において15%、その後3年以内を目処に、極力早期に競争発注が可能な30%の達成を目指す。(平成24年度の社長を委員長とする「経営効率化特別委員会」の設置や、平成17年度の社外コンサル(第三者視点)の導入など)今後もこうした手法による取組や、取引先からの仕様の標準化に関する提案やバリュー・エンジニアリング提案等を積極的に活用していく。

### 北海道電力

さらなる競争発注の拡大に取り組み、今後3年間の目標を平均で30%程度へ拡大する。平成24年度から「調達検討委員会」を設置し、主管部門・調達部門および経営層が一体となって、コスト低減・競争拡大の観点から、案件の特性に応じた発注方式を検討している。なお、現時点で「調達検討委員会」に社外の第三者は関与していないが、今後、必要性も含め検討していきたい。

# 【参考2】電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令に係る基準

## 設定の主旨

1. 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」においては、原価算定期間終了後に事後評価を実施することが、また、消費者委員会の「東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見」(平成24年7月13日)においては、料金変更認可申請命令等を含めた法令等の見直し・整備にかかる検討を行うことが提言されている。
2. かかる状況を受け、規制部門の料金設定について、構造的要因として、利益率が必要以上に高いものとなっていないかを事後評価として確認するため、客観的な基準を「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において設定すべくパブリックコメントを実施し、平成25年3月19日付けで改定した。

## 基準概要

原価算定期間終了後の事後評価において、以下のステップで得られた情報に基づき、認可申請命令の発動の可否を検討。

### (1) 電気事業利益率による基準

規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値が、電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

### (2) 累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

(1)に該当している場合、以下の2つの基準のいずれかを満たすかどうか確認。

- ① 前回料金改定時の事業報酬から想定される水準を超過して規制部門が利益(超過利潤)を計上することにより、料金改定以降の超過利潤の累積額が当該事業報酬の額を超えているかどうか。
- ② 自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうか。